様式第三（第12条関係）

申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書

年　　月　　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第４項の規定に基づき、下記のとおり、　年　月　日における実施予定返金措置計画の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（本報告書において「申請後認定前の返金措置」という。）に関する事項を報告します。

記

1　申請後認定前の返金措置に関する事項

表１のとおり。

（表１）

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2　申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表２のとおり。

（表２）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	―			―
備考				―

（単位：円）

3　添付資料

⑴　申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

表３のとおり。

（表３）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

⑵　申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類

表４のとおり。

（表４）

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

1　申請後認定前の返金措置に関する事項

表１に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下の⑴から⑽までに留意する。

⑴　申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。

⑵　「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

⑶　「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引日が確実な時期を記載する。

⑷　「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

⑸　「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（申請後認定前報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

⑹　「最低額」には、当該購入額に100分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

⑺　「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

⑻　「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

⑼　「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

⑽　「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

2　申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表２に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表２の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。